

# 大手電力装う事例も

## 電力小売り自由化2年 悪質な勧誘に注意

### 生活 トラブル

【事例】契約するときには内容をよく確認し、便乗した悪質な業者からの勧誘に気を付けましょう。

電力の小売り全面自由化が始まって2年が経過しました。さまざまな事業者が家庭向けの電気を販売できるようになり、店頭、電話、訪問などによる営業活動をしていま

す。契約をするときは内容をよく確認し、便乗した悪質な業者からの勧誘に気を付けましょう。

後日、知らない業者から封書が届き、契約したことになる。電力会社に確認すると、「そのような電話はしていない」と言われた。解約したい。

【アドバイス】全国で多数の業者が電力事業に参入し、消費者は、自分の電気の使用状況やライフスタイルに合ったプランを選べるようになりま



電気料金が安くなるプラン!

した。しかし、大手電力会社やその関係会社を装って、悪質な営業活動を行う事例もあります。契約を締結する際は、電気料金の算定方法や違約金などについて、契約内容を確認しましょう。

小売り電気事業者は、検針票に記載している情報を入手すれば、契約の手続きを進めることができます。契約に関する営業活動を受けたときは、事業者へ情報を伝えるか

どうか慎重に検討しましょう。意図に反して契約しても、訪問販売、電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフできます。

困ったことがあれば最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999)